

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(3) 「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

95

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

39

(終了ページ / End Page)

89

(発行年 / Year)

1998-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006487>

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (三)

—「家」の廃止を中心として—

和 田 幹 彦

序章 (以上九十四卷四号)

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法の「家」制度

序節

第一節 GHQ/GSの初期起草作業

第二節 日本政府の起草作業とGHQ/GSとの交渉

第三節 補論 憲法制定に関する三月六日以降のGHQ/GSの方針

GSの方針

第四節 枢密院での審議

第五節 帝国議会・衆議院での審議

第一款 本会議・帝国憲法改正案委員会 (以上九十五卷

二号)

補論 「家」制度の護持論・改廃論のパターン

第二款 「戸田小委員会」での審議

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (三) (和田)

第三款 衆議院本会議の最終日

第六節 帝国議会・貴族院での審議

第一款 本会議・貴族院帝国憲法改正案特別委員会

第二款 貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会・その懇談会

第三款 貴族院本会議の最終日 (以上木号)

第七節 小括

第二章 民法改正過程

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

第四章 「家」制度廃止を起因とする戸籍法改正

第五章 人口動態統計の精密化・プライバシー保護を起因とする戸籍法改正

結章

結章

第一章 憲法二四條成立過程と民法・戸籍法の「家」制度（承前）

第五節 帝国議會・衆議院での審議（承前）

補論 「家」制度の護持論・改廃論のパターン

本章、更に次章以後でも、法改正過程において、「家」制度の護持あるいは改廃を主張する関係者が繰り返し用いる論法には、とりあえず以下の四つのパターンが検出される。前款の衆議院の本会議・委員会や、次款の「芦田小委員会」での審議等に例を求めつつ、本補論で整理しておきたい。（尚、憲法草案二二条は、現行の二四条となるので、以下、「二三／二四条」と表記することがある。）

(a) 〈二三／二四条〓反封建制論〉（あるいは単に〈反封建制論〉）

先ず第一に、〈二三／二四条の立法趣旨は封建制の打破であるとする論〉である。（本稿では仮に便宜的に〈二三／二四条〓反封建制論〉、あるいは単に〈反封建制論〉と呼んでおく。）これは、封建制／封建的な制度は改廃する必要があるとするその一方で、同じ論理で一旦封建的でないと言われた制度は改廃する必要がない、という論法である。後者の例としては、前款（一）で見た様に、吉田首相は、「二三／二四条二項」の目指す所は所謂封建的遺制「…」を

「私試すること」であると言ひ、「封建制」と見なされない「戸主権、家族、相続等の否認は致しませぬ」と結論付けている。これと正反対の前者の二例は、木村司法大臣の發言で、先ず前款(3)所引の木村司法大臣の加藤シツエに対する答弁は、「……戸主権に致しまして、……封建的色彩を持って居る「……から……」これらの点に対しては十分考慮しなければ相成らぬ」としており、また次の第六節・第一款(1)所引の發言は、「……家族制度は、如何にも封建的色彩を帯びて居り、幾多の弊害を生ずる。これは「……」家族制度を無くしよう「ママ」とした所以「……」⁽¹⁰⁾とするものである。

(b) 「家」制度の連環關係論(あるいは単に「連環關係論」)

第二に、「家」——氏——戸主権——家督相続——家督相続の相続順位、等々は密接(場合により不可分)な連環關係にあるとする論である。(便宜的に「家」制度の連環關係論、あるいは単に「連環關係論」と呼ぶこととする。)この論法に依れば、旧制度の護持論者は、右記の諸制度の内の一つでも容認すれば、他の諸制度、更に法的「家」制度の全体も、全て容認・存置せざるを得ないのでそうすべきだ、と主張し得る。次款(2)(3)の原委員の論法や、(二)章で詳述する)牧野英一の「氏」を手がかりとして民法中に「家」類似要素を護持しようと言う論法はこの例である。反面、同一の論理に依って、「家」廃止論者は、密接不可分であるが故に、(少なくとも法的には)どの一つも残さず廃止すべきであるという主張に用い得ることに留意しておく必要がある。

(c) 「家」制度の護持・改廃部分の分断論(あるいは単に「分断論」)

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(三)(和出)

第三に、「家」制度を、護持すべき部分と改廃すべき部分に分断する論法である。(やはり仮に「家」制度の護持・改廃部分の分断論)、あるいは単に「分断論」と名付けておく。

右の(a)と同じ箇所て吉田首相は、「日本の家族制度〔…〕家督相続等は日本固有の一種の良風美俗で〔…これに〕付ては特に何等規定して」いない、との解釈を示していた。法的制度に限定されない社会的制度・慣習も含めた「家」制度(乃至その一部)と、二二／二四条が改廃を要請する法制度は別個のもの、として分断する主張である。この「分断論」は、次款に見る金森の議論にも、(10)・(11)に現れる。更に、新憲法制定過程のみならず、次章の民法改正過程でも様々に形を変えつつ登場する。今、再び本稿の序章・第三節の冒頭(及び関連注(4))で示した様に、占領開始時点までの「家」制度の全体像を、一定の規範・価値体系・行動様式の総体と仮定してみよう。その上で、民法・戸籍法等の法規により規定されている部分と、法規によっては規定されていない部分、に分ける。前者と後者の部分は、言うまでもなく相互に深く関連する。「分断論」には、典型的にはこの両者を分断し、あるいは両者間の関連を放えて無視するものが多い。例として、改正民法を起草した我妻榮は、「民法上の家」と「理念としての家族制度」を分断し、民法に於いて廃止するのは前者に過ぎず、その廃止により後者は「却って美しく発展するであろう」とまで言っている⁽⁹⁾。但し、分断する目的も、時に吉田首相の様に護持すべき範囲を広げるため、時に我妻の様に変革すべき領域を確保するためであり、目的に従い分断の線引きの位置も一様ではないことには留意する必要がある。(次款の金森発言も、線引きの位置を、法規が規定するか否かとリンクさせていない)。

(d) 〈法的「家」制度の現実への適合論〉(あるいは単に〈現実適合論〉)

第四に、法的「家」制度の護持、あるいは逆に改廃の理由として、〈法制度が社会の現実・実態に適合すべきこと〉を挙げる論法である。(仮に、〈法的「家」制度の現実への適合論〉、あるいは単に〈現実適合論〉とでも名付けておく。)護持の例は、祖先祭祀は広く行われているから、「家」の承継たる家督相続は維持すべき、というものである。改廃の典型例は、戸主権が(一方で「封建的」であることが非難されることは別に、他方で)社会の現実・実態と乖離しており、場合により殆ど行使もされないから、現実には適合させて改廃するべき、という主張である。次款(5)(6)(12)で取り上げる金森の発言を初めとし、これまた次章の民法改正過程でも、ことある毎に主張されている。この〈現実適合論〉は、現実への適合という同一の理由付けによって、一方で旧来の制度の護持を言って守旧論者の不安を和らげ、他方で制度の悪弊を非難して守旧論者を刺激することは意図して避け、単に社会的実態への適合を理由として法改正の必要性を知らしむるという論法である。

第二款 「芦田小委員会」での審議

本款では、衆議院の帝国憲法改正案委員小委員会——所謂「芦田小委員会」での審議について述べる。周知のごとく芦田均を委員長とする帝国憲法改正案委員会では、七月二三日に質疑を終了して懇談会に入ってから、やはり芦田を委員長とする小委員会、所謂「芦田小委員会」が、七月二五日から八月一三日まで十三回開催された。本章・序節・第二款(史料状況)で取り上げた、一九九五年に初めて公刊された議事速記録によれば、二二／二四条と「家」の存廃は、小委員会では七月三〇日に金森國務大臣・木村司法大臣をわざわざそのために招いた上で、集中的に議論され

ている。^(四)

本稿では、七月三〇日の第五回委員会での議論を、政府を代表して答弁した金森の二二ノ二四条解釈に焦点を絞って、検討しておく。

この日の審議では、金森には、彼の二二ノ二四条解釈の微妙な色合いを巡って、芦田も含む全十四名の委員中、五人の委員から質問が浴びせられている。(加えて、鈴木義男からも簡単な発言があった。)審議全体の流れを把握して初めて個々の発言の意味が正確に確定し得るので、論点は発言順に、以下の(一)から(13)で扱う。

芦田小委員会の審議では、二二ノ二四条については、基本的に金森・木村両大臣に政府の解釈を質疑し答弁させることに主眼が置かれていた。(木村の発言は結果的に無かった。)従って、本稿では各論点について、質疑応答の内容に沿って金森の解釈を整理した上で、(14)で小括する。

また、後日八月一日には、この小委員会でも二二ノ二四条の修正案が検討されている。「家」の存廃及びその程度を直接左右するような修正案はなかった。本款末尾の(15)で、これらの修正案の消長を確認しておきたい。

最初に金森に質問したのは、前款(一)で見た様に、衆議院本会議での憲法審議で、吉田首相に家督相続・戸主権の問題を正面から問い質した原夫次郎委員(日本進歩党)であった。原の主眼は、この小委員会でも、二二ノ二四条の下での家督相続の存続の可否、及び(2)(3)(5)で検討するように、家督相続とその順位、戸主権などの問題であった。原に対して、金森は、(5)で「家」については法律と現実の乖離があり、法律を現実に一致させる方針である、と〈現実適合論〉で改廃の理由を説明している。また、(6)で付随する点として、祖先祭祀の重要性を指

摘し、そのためには結局家督相続が必要である、と同じ〔現実適合論〕による制度の護持を示唆するのである。

(一) 家督相続制度の存置の可否・農地の平等分割問題——金森の〔反封建制論〕——

先ず原は、「……」第一項に規定して居る、「……」夫婦の平等権の如きは、本質的平等に立脚して居るとも見られ「……」、さう云ふ風に解釈すると、此の前の相続の所に當嵌めて見ますと、どうしても是が家督相続と云ふ特別な権限を持たすことになり得るかどうか、「……」、比の家督相続と云ふものが、比の憲法の趣意から云ふと、どう云ふものであるか」と、二三ノ二四条の解釈によつては、家督相続は存続不可能ではないか、と疑問を呈す。原に続き、芦田も農地の平等分割がもたらしうる問題に言及して、「家督相続が認められず均分相続「……」になると、例へば農地を持つて居る農民は、僅か一町内外の田地でも、其の子供に均分しなければならぬ、「……」し、これは「人口制限の動機」にもなりかねず、「……」工場を子供に均分して持分を與へなければならぬ」と云ふやうな議論「……」が既に出てゐる、と指摘する。日本に對して、金森は先ず一般論として、二三ノ二四条の立法趣旨を説明して居る。「……」今まで個人の尊重が足りなかつたと云ふことと、両性が不合理に差等をつけられて居つたと云ふに点に着眼をして、さう云ふ弊害を打破する、世俗的に申しまする封建制度の遺物的である弊害を打破すると云ふことを眼目にして此の規定が出来た「……」のであり、「……」隨て是等の文字は其の趣旨の下に解釈することが一番妥當であると考へて居る「……」と、一応の解釈の指針を示す。金森はこれを踏まえて、家督相続の質問に答え、「そこで相続に關しては「法律は、個人の權威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と云ふことは、決して家督相続其のものを否定すると

云ふ意味は含んで居りませぬ、それが茲にある條件に合ふやうに制定されなければならぬ、斯う云ふ趣旨だ「……」と言明する。△三二〇二四條Ⅱ反封建制論に依るが故に家督相続は否定されない、という前節・第一款(一)に見た、吉田首相と先ずは同趣旨の論法である。またこの発言は、③「廃止」の一義的解釈を否定し、②二義的解釈に言及しないことにより、①「存置」の一義的解釈(これは吉田首相の解釈)を採ることを示唆する、という前款(2)で金森自らが示したのと同じ解釈論である。

(2) 家督相続の存廃は、戸主権の存廃に直結するか——原の「家」制度連環関係論⁽¹⁰⁾——

しかし、原は金森の答弁には満足せず、「……」戸主があつてこそ家督相続がある「……」のだから、「……」戸主権と云ふものが當然認められる「……と……」解釈して宜しうございますか」と迫る。家督相続を認めるなら、戸主権も自動的に認められるはずだ、という論理である。原が次の(3)で言及する相続順位も含めて敷衍すれば、既述の「家」制度の連環関係論を以て、家督相続制度を認めるならば、「家」制度自体・戸主権・家督相続の相続順位等も、全て認めざるを得ないことを指摘したに等しい。

これに対し金森は、微妙な言い回しで明言を避ける。「固より家を相続すべきものと致しますれば、戸主権と云ふものも認められて然るべし「……」と、先ずは仮定の答しか与えないものの、この連環関係を認める。(仮定すること自体は、②の選択肢の存在を認めた上で、「家」存置の選択肢の採用を示唆したことになる。)しかし直ぐ続けて、金森は、「……」唯現在の戸主権「……」は、相當個人の権威と相背馳するものを含んで居り「……」憲法の此の規定の建前から行けば払拭さるべき幾多の点を持つて居る「……」と、一方で戸主権の改正を明言する。他方で直ぐに、「……」

又戸主権は認められます「……」と、戸主権の全面的廃止は否定する。その上で同時に、「……」それを認むることが果して良いか悪いかと云ふことは、將來の日本の民法等を廣い見地から研究する基盤に於て解決を付けらるべきものと考へます」と述べている。

従つてこの(2)の論点では、金森は、③の「廃止」の一義的解釈を否定するのは(1)と同じである。ただ、②の選択肢存在論(及びその下で「家」存置の選択肢の採用)を示唆したのは初めてであり、注目される。その上で、「家」改廃の程度はマトリクスの〈B〉〈C〉程度、そして改廃の内容は研究中で未決定、と④の一任論で追及をかわそうとしているのは、前款(2)と変わりがない。

(3) 家督相続を存置する場合の相続順位——〈連環関係論〉再論——

しかし原は、「……」家督相続の順位の点はどう云ふ風になるのですか」と引き続き質問し、金森の答弁の曖昧さを一層浮き彫りにする。(正にこの時点で、木村司法大臣は「本會議で法案の説明」があるとして、結局何の答弁も行わずに退席している。)金森は、この点は「……」今司法大臣の所管に於て色々研究されて居る所でありまして、私からは抽象的にしか御答へは出来ない「……」と④の一任論に重点を置く。そして、「家と云ふものを認むる「……」ことになりますれば家督相続と云ふ問題も起る」と(再び連環関係を認めつつ、②の選択肢を前提とすると見られる)仮定の答弁に終始し、その場合「……」家督相続の順位「……は……」本質的平等の範圍に依「……」るべき「……」か、「……」少つ違つた他の見地に依つて、男女の間に差が設けらるるであらうかと云ふ問題に帰着する「……」が、この「……」問題は、今申しました通り司法大臣の手許に於て研究せられて居りまして、私からはつきり申上げるには不適當

「……」と、あくまでこの時点では、④の一任論に立ち戻る。

(4) 「家」を護持する見地から考慮すべき社会的事情^(世)

④の一任論を採る典型例は、この直ぐ後にも見られる。金森は、「今までの研究の段階から申します」という報告(?)で、「男女の差と云ふものは家を護る見地から言つて、何か第二次的に考慮すべき社会的の事情「……」、女の戸主よりも男の戸主の方が望ましいと云ふやうな事情が多くあるのでは「……」と「家」存置も可能とする言(現実適合論?)を反復して直ぐ、「……」今はつきり私から御答へ出来ませぬが、司法大臣が來られましたら相當具體的のことまで或は言へるかも知れませぬ」と、自らは最終的な言明は避け、答弁をせずに退席したばかりの木村にわざわざ言及する。(このあたりは戯画的ですらある。)

(5) 法的「家」制度を「家」の社会的実態に適合させる必要性——戸主権の改廃と〈現実適合論〉——^(世)

ここで原は、「……」家に付て色々問題があると云ふのはどう云ふ意味「……」か、加えて家督相続ではなく「……」遺産相続はどう云ふ風な時に是が實行に移されるものか「……」を、金森に確認を試みる。対して金森は、「……」家の制度「は」、非常に日本の實情と違つて居る場面が多いので「……」法律的にも現在の實際に存在して居る家の制度と合せるやうにして行かなければならぬ「……」ことを指摘する。その上で、戸主にこれを当てはめ、「……」家がありませんれば、それに付て家の主人、即ち戸主と云ふものが現はれて來ますけれども、「家」の存置をあくまで假定する口吻で、「是が實際に法律の上にはあつても事實行使しないやうな権利があり「……」補正して行かなければ

らぬ「…」と、既述の〈法的「家」制度の現実への適合論〉の内、改廃を主張するパターンにより、戸主権の改廃の必要性を認めている。この発言に限定すれば、表一のマトリクスの「戸主権の扱い及び「戸主」の地位・呼称」を〈B〉〈C〉程度にするものと見られる。即ち戸主権を弱体化させる、但し「戸主」の地位・呼称の扱いは（言及していないが故に）残すというニュアンスである。

（6）「家」や家督相続の認容の理由としての祖先祭祀・家系の保存と〈現実適合論〉⁽¹⁰⁾

しかしその直ぐ後に、金森は（やはり「家」存置を仮定するという前提のままであろうが）、「…」家と云ふものを何の爲に認め、随て又家の相続と云ふことを何を着想として考へて行くか「…」と、「家」や家督相続を認容する場合の理由に言及し、「…」やはり日本では祖先の祭をするとか、或は家系、血統を保存して行くと云ふ基本の思想「…」が日本に實在する限り、それを護るやうな秩序を持つて行くと云ふことは當然であらう「…」と、その理由が祖先祭祀、家系の保存にあることを是認する。〈現実適合論〉の内、制度の護持のパターンに依つてゐる訳である。

そして、「…」其の秩序を代々承継いで行く爲に「…」家督相続と云ふ制度があつて、單純な財産分割ばかりでは割切れない「…」の…で相続人の地位「…」が決つて来る「…」と、祭祀を前提とする家督相続や相続人の順位付けを容認する（とみえる）発言をする。反面、遺産相続についての言及では（「…」具体的には私は一寸発言はしたくはありませんが「…」と明言を再度回避しつつ）、「…」單純に両性の平等と云ふ点に着眼して問題を決めて宜い「…」と言ひ、「…」家督の相続と「…」なりますと「…」女が「家」を継ぐ場合は養子を取る等「今の實情でさう圓滑に行かない「…」こともあるので、「…」然るべく「法律を」規定して行かなければならぬ「…」と、〈現

実適合論の適用を微妙にずらせながら、やはり現状のままの家督相続の存続には問題あり、との発言に立ち戻っている。

この家督相続の存廢（や改廢の程度）について、この時の金森の発言に限定すれば、表1のマトリクスの「家督相続の扱い 及び 呼称」を、〈A〉はあり得ないという趣旨であろう。しかし、改廢は〈B〉〈C〉〈C〉の程度を示唆するものの、結局、言を左右にして明示していない。（これが後述の（9）の原委員の「隔靴搔痒」という批判を惹起する。）

（7）二二〇二四条の解釈と戸主権・家督相続の存廢——芦田と金森の質疑応答——

ここで、芦田が金森に対し、二二〇二四条の解釈と戸主権・家督相続の存廢の關係について端的に質問し、金森もここでは明確に、同条から直接に廃止という結果にはならない、と応えている。⁽¹⁰⁾

芦田曰く、「……」家督相続とか、戸主権と云ふ風なものが総て吹き飛んでしまって、さう云ふ在来の家の思想に基づく家督相続、若くは戸主権の如きものを残して置くことが憲法第二十二条と正面衝突を起しはしないか、さうなつては余りに行き過ぎだ、「……」さう云ふ「右の家督相続・戸主権を残す」規定を作ると云ふことが憲法第二十二条の規定に反しはしないか。対して金森は、「此の規定から直接にさう云ふ結果になつて来ると云ふことはないではないかと思ふ」と、先ずは前款（2）での自身の発言と同様に、③「廃止」の一義的解釈を排除する。その上で、「勿論家を特に認めないと云ふやうな考へ方の議論であることは聞いて居りますけれども、それにしても記を絶つと云ふことを考へて居るものはまだ聞きませぬ「……」と、微妙な言い回しで②あるいは③の考え方もあることは認めた上で、

既に述べた、家督相続の存在理由であるという「祀」の存廃に転轍する。これは、吉田首相の前言にある、「家族制度」、「家督相続等は日本固有の一種の良風美俗」、「戸主権、家族、相続」は「封建的遺制」ではない、という趣旨に順接しうる説だと言える。

(8) 政府金森大臣の最終結論の留保(④の一任論の表明)——芦田による確認——

この金森発言に対し、芦田は、「さう云ふ『金森の』見解を伺つて我々共多少安心はしましたが、第二項に態々財産権、相続権と云ふことで、「個人の尊厳と両性の基本的平等に立脚して、制定されなければならない」、斯う云ふ規定がある以上は、「…」樂觀して宜いかどうか「…」、若しそれ『金森の理解』ならば、財産権、相続権に付て、個人の尊厳と両性の基本的平等に立脚すべしと云ふ「…」ことは意味をなさぬ「…」、従来の家督相続権と云ふものを認め「…」る、さう云ふことが各個人の平等と云ふことに果して當嵌まるか「…」に我々が疑念を持つた「…」と、払拭されない不安を吐露しつつ、「…」けれども、政府でも「…」十分研究が出来て居られないと云ふ「…」ことを(即ち④の一任論を途中経過として)確認している。⁽⁹⁾

(9) 相続権の順序や戸主権の消長は、法律に委ねる(④の一任論)しかないのか⁽¹⁰⁾

しかし、吉田 安委員(進歩党)は、金森の前述(3)や(6)での発言に立ち戻り、その曖昧さを指摘する。「金森」大臣の御話「…」は「…」隔靴搔痒の感がある、「…」相続権の順序「…」を認むるが如く認めざるが如く、戸主権は近く改正されるとか、将来法律で之を定むる時期になれば」と言うのみで一向にはっきりしない、と指摘する。

そして吉田 安は、「戸主権」等の「はっきりした所」は金森も「結局法律に委ねねば仕方がない」という意見、即ち④なのか、と正す。これに対し、金森の答は、先ず、「憲法自身は家督相続を否定すると云ふ意味は持つて居ない、「傍線和田、以下同」「…」家督相続の順序等に付ても、男女は絶対の平等「…」と云ふ「…」権利は是は含んで居ない」と、再び③は採らないことを明言する。(②の二義的解釈を否定まではしていない。)ところがすぐ続けて、「家督相続を現実に認めるか、或は相続の順位として男を先順位にするか「…は…」、之に基いて作らるべき法律の中味になることで、是は広く研究の結果然るべく処置して戴かなければならないから、私は今はつきりした御答へをするだけの準備は出来て居ない」と述べて、④の一任論を述べつつ、②二義的解釈(選肢の存在)の余地を事実上認めている。

(10) 二三ノ二四条による封建的「家」制度の否定と、団体生活の規範規定の不十分——金森の〈分析論〉——⁽¹⁰⁾

これに対し、社会党の森戸辰男委員も、民法による立法・法改正に結論を委ねようとする④の一任論に満足せずに、団体生活に関する規範が憲法には不十分だと主張し、金森の考えを正す。「…」二十二條「…」は個人の平等と云ふ建前が非常に強くて、協同生活と云ふ方面が後ろに隠れて居る「…」、封建的な家を否定した観念であらうと思ひますが、所で個人と平等と云ふことだけでは団体生活、夫婦以外を含んだ団体生活のしつかりした規範としては不十分「…」である、「…」古い意味の家族制度を之に入れようと云ふ意図は我々としては持つて居らぬ「…」が、政府の考えを聞きたい、とする。金森は応えて、「…」ここに協同生活其のものの立場から来る原則を此の憲法が動かさうと云ふやうに考へなくて、さう云ふ方面は從來日本で相當尊重されたのでありますから、其の点に付ては力説しな

いで、直さなければならぬ点に付ては重きを置いて立法標準とした、「……」と、森戸の「団体生活の規範」は、あたかも新憲法では何も変わらないかのように述べながら、直後に「直さなければならぬ点」には言及し、かつこの二つの連関や相互に与え得る影響には沈黙を守っている。

この金森の議論は、「家」制度の護持・改廃部分の分断論の「ヴァリエーション」である。吉田首相の「分断論」とも通底するが、線引きの位置がやや異なる。即ち、「団体生活の規範」と、二二〇二四条の要請する改廃の対象の「直さなければならぬ点」の關係に沈黙することにより、両者を分断し、質問者の不安を払拭しようとする訳である。

(11) 二二〇二四条と「家」制度の認否——「家」の改廃の方向確認と金森の「分断論」再論——⁽¹⁰⁾

更に引き続き、林 平馬委員（協同民主党）の関連発言がある。林も、金森に対して、二二〇二四条の解釈を明晰にするように迫って曰く、「……」どうもはつきりしない、ここに相統と云ふ言葉があり、家族と云ふ文字があるのですが、結局やはり家と云ふものが其の裏には當然解釈出来るやうな気がするのですけれども、併し表向きから見ると、家と云ふものを否定したやうな風に解釈すれば出来るやうに思はれる、」のだが、この二二〇二四条では、「立法の精神としては成べく家と云ふやうな觀念と申しませうか、習慣と申しませうか、さう云ふやうなものは段々となくしたいと云つたやうな心持はここには含まれて居るものでせうか、それとも従來の家と云ふものは悪い所は段々改めて行つて、やはり日本の家族制度と云ふものを健全なるものにして行きたいと云ふやうな心持が流れて居る訳でせうか、其の家に對する立法の御心持を伺つて置きたい」。金森はしかし、相変わらず、「……」一つ一つの規定で憲法がさう云ふ「団体生活の」秩序に補正すると云ふよりも、全体の考へ方に於て個人の立場を重からしむるやうな工合

に持つて行かう、斯う云ふ風に考へて居ります、「……」と、旧来の団体生活の秩序の維持と、新三ノ二四条による個人の立場の尊重には、分断して言及するのみで、相互の關係（殊に、後者が前者をいかに変革するのか）に関する解釈には立ち入らない。再び〈分断論〉を採り、林の質問に正面からは答えていない。

(12) 「家」の多義性、及び法的「家」制度（特に戸主権）の〈現実適合論〉⁽¹⁰⁾

金森は続いて、林への答弁の一環として、「家」の多義性を論じ、「家」とは、「家庭と云ふやうな意味」「祖先の血統を承継いで行くと云ふ意味」「経済的の生活を保つて行くと云ふ上の一つの集團と云ふ意味」等様々な意味に取れるが、これもまだ「……」色々研究しなければならない「……」、しかし「……」現在の日本の家族制度に關しまする法律の規定は余りにも時代と懸離れて居る「……」、そして「……」第二十二條は別にどう云ふ方向に持つて行くと云ふ具體的な考へはありませぬけれども、「……」と、確定的解釈の不在を繰り返す。そして直ぐ、「兎に角日本に今來て居る比の思想の段階に於きまして、」と、今のそうした「思想」には十分配慮するかのような言を弄した上で、「満足し得る程度まで家と云ふものを社會生活の實態と我々の理想とに合せるやうに一つやつて行かう「……」と、〈現実適合論〉を述べつつも、「實態」と「理想」が対立する局面にはまたも言及せず、〈分断論〉の色合いを濃くする。また、「實態」のいかなる側面——社会的に支持されている祭祀を中心とする「家」觀念か、殆ど行使されない封建的な戸主権か——に法制度を適合させていくのか、つまり〈現実適合論〉を、制度の護持・改廃、いずれに作用させるのか、ここでは明示しない。

金森は、この日の最後の答弁の末尾では、「……」家其のものの考へ方は勿論尊重して行きますけれども、今までの

やうな戸主権の恐しく強いやうな、随て偶然其の家の家族になりますと、其の意に反して多くの制約を受けると云ふやうなことは漸次補正せられて、さう云ふ臭ひのないやうにして行かう「…」と、「其の意に反して多くの制約を受けると云ふ「…」臭ひ」という表現に「反封建制論」に依ることを匂わせながら、戸主権の不当な行使の廃除は再度宣言している。金森はこの日、この時点で退席している。

(13) 金森発言の芦田による要約(二二／二四条は「家」を廃止する趣旨ではない)と社会党修正案⁽¹⁰⁾

金森の退席後、芦田は、社会党の修正案との関連で、金森による二二／二四条の解釈論の全体を、同条は「家」を廃止する趣旨ではない、とまとめている。

二十二條は大体輪廓が分つたやうですが、先日の社会党の修正案に於ては、二十二條の第三項に「國民の家庭生活は保護される」と云ふ字句を入れたい、斯う云ふ案でしたね、所が只今の金森國務大臣の御説明に依れば、此の二十二條は正に其の趣意であつて、他に家庭生活とか或は家督相続とか戸主権とか云ふ風な、從來の日本の家族主義の特色とする所を特に排除する意味ではないのだ、期う云ふ風な意見の表示があつた「傍線和用」のですが、やはり修正案のやうに「國民の家庭生活は保護される」と云ふ文字を入れることが必要であると云ふ御考へには変化はない訳ですか

これは、芦田による要約と言えども、③の廃止の一義的解釈を否定する趣旨は勿論、本来金森が示唆していた②の選択肢の存在すら捨象している。(次款の、衆議院本会議での、芦田による委員会に於ける金森発言の報告での、同様な捨象の傾向も参照)これに対し、社会党の鈴木義男委員は、金森の解釈論は「只今承つただけですから、明日ま

て能く考へて置きます」と、修正案の扱いを一旦凍結している。

(14) 「芦田小委員会」に於ける金森大臣の二三ノ二四条の解釈論(小括)

以上の、「芦田小委員会」に於ける(10)から(13)の論点での、金森大臣の二三ノ二四条の解釈と、「家」存廢、及びこれに左右される戸主權、家督相続とその順位の改廢についての答弁を要約してみよう。金森の対応は、二三ノ二四条は必ずしも「家」廢止を要請するものではないという言明により、③の廢止の一義的解釈を否定し、△「家」を存置するならば②という仮定により、②の二義的解釈論の存在の下での「家」存置の選択肢の採用を示唆し、しかし政府の最終的解釈は示さずに、民法等の法改正の内容は、臨時法制調査会・司法法制審議会等に於ける改正作業に任ずるといふ④の一任論に終始することであった。その上で金森は、マトリクスの〈B〉〈C〉程度の「家」の改廢は必要、としていたと理解してよからう。この間、金森は、「家」存置・廢止双方の主張をなし得る四つの論法、△二三ノ二四条Ⅱ反封建制論、△「家」制度の連環関係論、△「家」制度の護持・改廢部分の分断論、△法的「家」制度の現実への適合論を駆使する。それによって金森は、「家」の存置・廢止双方が(特に存置も)可能だという言明と、最終的な結論の徹底的回避との間を、(時に戲画的たることをも厭わずに!)頻繁に往復することに専心したのであった。

(15) 二三ノ二四条の修正案⁽¹⁵⁾

以上の七月三〇日の議論の後、八月一日に、以下の(a)(b)(c)の修正案が審議された。(以下案の中の修

正・追加箇所に和田が傍線を付した。

(a) 「個人の權威」を「個人の尊嚴」に修正する案が、以下の様に異議なく採択されている。

○芦田委員長 今度は二十二條で一寸確めて置きたいのは第二頃の「個人の權威」と云ふのを「尊嚴」と改めると云ふことが多数説のやうな氣がして居ります、それから「両性の本質的平等」と云ふ文字を、或は「本質的」と云ふ字が宜いのではないかと云ふ説があつて、是は必ずしも決定してなかつたやうに思ふのですが、其の二つの文字の修正です、「個人の權威」と「ふのを「尊嚴」と直しますか、「品位」と直しますか

○鈴木(義)委員 それは略々皆さんが「尊嚴」の方に賛成のやうでしたが……。

この後、この点については何ら議論されないまま、衆議院本會議で、この修正が、芦田が委員長である帝国憲法改正案委員会の修正案として提出、可決されている(次款参照)。

(b) 両性の「本質的平等」を「基本的平等」と修正する案が見送られた。

この点については、右の引用箇所で芦田が修正を審議に付して直ぐ後、社会党の鈴木義男(翌一九四七年七月以後の民法改正時の、片山内閣での司法大臣)が、「本質的平等」と云ふのは、差別ある平等」であり、「生理的、心理的相違は認める、「……」差別を認めつつ平等に扱ふ」ので、これでよい、「基本的」は「改悪」となる、と強弁している。芦田や林 平馬委員は、修正案に傾いていたようだが、廿日出 彪委員(自由党)が鈴木と同趣旨で修正に反対したこともあり、見送られることとなった。

(c) 社会党の「家族に関するその他の事項」を「家族生活に関するその他の事項」と修正する案も見送られて

いる。

この案は、既に本稿で見た、当初七月三〇日の段階で同じく社会党が考慮を促していた「国民の家庭生活は保護される」を付加する修正初案に代わるべき案であった。しかし、政府委員の佐藤達夫が遠回しながら反対の意を表明したため、社会党の鈴木義男は初案、この案双方とも撤回したのであった。⁽¹⁹⁾

この結果、二二／二四条について、芦田小委員会自体は、解釈論を戦わせたものの、「個人の權威」を「個人の尊嚴」とする（a）の案を採択した以外は、文言の修正は行わなかったのである。

第三款 衆議院本会議の最終日

金森発言にみる変化にも拘わらず、衆議院本会議の最終日の八月二四日に、芦田均は、次の様な、政府の二二／二四条の解釈を報告している。

又委員会に於ては、草案第二十二条に規定する如く、個人の尊嚴と両性の本質的平等とに立脚して、財産権、相続権、戸主権、その他家族に関する事項を再吟味する場合には、我が固有の家族制度の運命はどうなるかと云ふ質疑がありました。この点に付て政府は、草案に定める趣意は必ずしも従来の家督相続、戸主権、離婚の請求権等を一括すると云う趣意ではなくて、家族生活は常にその中心を必要とするのであるから、勢い戸主の地位に強力な男子を据えて、家を継がせることとしたとの意向を明白にしたのであります。⁽²⁰⁾「傍線和出」

そして、この報告全体が終わった後、同日、衆議院は憲法草案全体を議決にかけ、二二／二四条については、「個人

の権威」を「個人の尊厳」とした以外は、修正なく、通過させたのである⁽¹⁸⁾。

この報告では、先ず「政府は、草案に定める趣意は必ずしも従来の家督相続、戸主権」という法的制度・権利を「一掃すると云う趣意ではなく」という政府の理解が示され、そこでは再び③の「廃止」の一義的解釈が否定されている。しかも、芦田小委員会では、金森が②の二義的解釈（選択肢の存在）を事実上認めていたのに対して、芦田はこの日の報告で、その点に特に言及していない。のみならず、「政府は」勢い戸主の地位に強力な男子を据えて、家を継がせる「…」意向を明白にした」と言うのであるから、政府が法的「家」の存置論を採ると明示したものと見なすべきであろう⁽¹⁹⁾。換言すれば、②の選択肢の存在を言明しないが故に、そのまま①の（あるいは①に極めて近い）存置の一義的解釈、という政府の解釈論を報告したことになった。繰り返すが、委員会・芦田小委員会の議事速記録では、金森の解釈はここまで①に接近していない。むしろ②に軸足を移しつつ、存置の選択肢を主張するものであった。従って、これは形式的には委員会報告であるが、傍線部は、内容的には差違がある。ところが、この最終日の本会議では、この後政府の二二／二四条解釈が、改めては議論されなかったために、芦田の報告が差違ある内容のまま、政府・吉田内閣による憲法二二／二四条の（八月二四日時点での）解釈の表明という効果を持ったのである⁽²⁰⁾。つまり政府は、二二／二四条は「家」廃止を必ずしも要請しないので「家」は存置する方針、という①の存置の一義的解釈に近い立場を（芦田を通して）表明した上で、二四条を衆議院で通過させたことになる⁽²¹⁾。そして、存置する場合の（違憲でない範囲での）法的「家」制度の具体的内容を議論しないまま、その内容の決定を民法・戸籍法改正の審議に先送りした格好となったのである。

しかしながら、民法・戸籍法改正を待つどころか、僅か四日後の貴族院での憲法審議で、この論点は蒸し返される

ことになる。既に述べたが、衆議院で政府は繰り返し、二二〇二四条の運用を臨時法制調査会・司法法制審議会に一任する④の方針も表明していた。ところが、司法法制審議会が早くも八月一六日に決定した(マトリクス^C)程度の「家」廃止を意味する民法改正要綱案を受けて、臨時法制調査会第二回総会は、八月二三日に、ほぼ同趣旨の民法改正要綱案を、既に採択・「決定」⁽¹⁰⁾していたのである。(詳細は二章参照)翌日、二四日の芦田報告にはこの「決定」に全く言及がないまま、衆議院は憲法草案を可決したのであった。奇しくも、芦田が委員長を務める芦田小委員会の開催は八月一三日(右の司法法制審議会初日の前日)まで、同じく委員会も八月二日(右の臨時法制調査会で民法改正要綱が議論される二二日の前日)⁽¹¹⁾までであり、④の一任論の下では、本来最も重要な転換点となるはずの一六日の決定も、殊更議論された形跡はない。二四日の芦田発言はあくまで衆議院の委員会の報告であり、これらの審議会・調査会の審議経緯になど言及する必要はなかったのであろう。⁽¹²⁾

第六節 帝国議会・貴族院での審議

第一款 本会議・貴族院帝国憲法改正案特別委員会

(一) 本会議に於ける、木村司法大臣による二四条解釈の変更(結論としての「家」廃止の宣言)

政府・内閣は、既に見た通り、それまで衆議院で④の一任論を繰り返し併用してきたのであるから、今さら、内閣自身の諮問機関である臨時法制調査会⁽¹³⁾の決定に真っ向から反する政策を採ることは、自己矛盾を来す。殊に、木村司

法大臣にしてみれば、自ら管轄する司法省の諮問機関である司法法制審議会の方針に抗うには、十分な根拠を持ち合わせてもいない、と判断したのであろうか。僅か四日後の八月二八日、貴族院本会議（第一読会）の憲法審議で、木村司法大臣は、二四条の解釈と「家」存廃の方針を一変させた。木村は、「……」戸主を中心とする家族制度は、如何にも封建的色彩を帯びて居り、幾多の弊害を生ずる」から、「改正憲法に於て、個人の尊厳と両性の本質的平等」……に……」立脚致し「……」家族制度を無くしよう「ママ」とした⁽¹⁰⁾と、〈反封建制論〉を「家」改廃の方向に用いつつ、「家」廃止論を明確に打ち出したのである。（文言上は、②の二義的解釈どころか、③の廃止の一義的解釈かとも思えるが、そこまで明確な断定はできない。）

この後、貴族院では、右の木村発言のあった本会議の後では、暫く二四条は議論されていない。その間に、九月一日の（民法改正を議論している）司法法制審議会で、（金森国務大臣に代わって）内閣法制局の入江長官が、②の選択肢存在論を明言し、③の廃止の一義的解釈を否定したため、「家」廃止の民法改正要綱案を覆すべし、との意見が噴出する、という出来事があった。結局は、要綱案が支持されたため、むしろ「家」廃止案が安定化されて終わっている。（史料・文献含め、二章で詳述する。）その後、九月の半ば以後に、貴族院の帝国憲法改正案特別委員会において、二四条が再び審議される。

（2）貴族院帝国憲法改正案特別委員会に於ける、金森憲法改正担当国務大臣の答弁（②の二義的解釈論の明示）

この時期には、金森は答弁で、②の二義的解釈論を明示するに至っている。しかし、「家」存廃の選択肢のいずれを採用かは明言しておらず、政府内での方針の不統一を露呈する。即ち、九月一八日に、金森は大河内輝耕議員（所

属は研究会) に対して「家族制度の問題は、「…」憲法二十四条はこれをいけなすと言わないし、宜しいとも言わない。「…」相当幅のある規定であると考えて居ります」と表明した上で、すぐ「従つてこの憲法が施行されて、如何なる家の制度を設けるか「…」法律を以て適當なる内容を定むべき」と、二四条の下でも法律で「家」を存置するという解釈を繰り返して、「如何なる法律を定むべきか「…」臨時法制調査会で目下研究中」だが、「行届いた結論迄至つて居る訳ではありませんぬ。」と、②を前提とした④の一任論を強調する^⑩。金森の理解は、前述の九月二一日の民法改正要綱の安定化の後ですら、木村と異なり、「家」存廢の結論は出ていないというものであった。

もっとも、金森は他方で、同委員会で、同日の霜山精一議員(無所属倶楽部) に対する答弁では、戸主権・戸主を認めない選択肢の下では法改正をどうするか、と、②の下でも廢止論を具体的に扱い始めてはいる。答弁で曰く、「…」家族団体「…」を「…」法律上の單位に採入れました時に、「…」戸主「…」が必ずなければならないか「…」が先決問題となり「…」、戸主権が悪くとも、家族団体を何等かの形を以て保持する形式が案出できるものではないか「…」と、として、「…」戸主権は縦しんば、或は戸主は縦しんばこれを認めないことに致しましたが、「…」という可能性もあり得るとした上で、「なをかつ何等かの方法に依つて今迄發達して居る健全な家族団体がうまく存続するようにすると云うのも、一つの考え「…」と述べる^⑪。換言すれば、戸主・戸主権がなくとも、「家」類似の制度を「法律上の單位に採り入れ」ることを提案している。

しかし他方で金森は、同委員会でも同日、更に、佐々木惣一議員(無所属倶楽部) への答弁で、「法律のでき具合に依つて、實際的な、社会的な、この家族制度にも影響を受けると云う虞はある「…」。「…」この規定「二四条」の運用「傍線和用」は余程能く注意をしなければならぬ^⑫とも述べて、②の二義的解釈を認めるところは同じだが、その

上で現実に存在する「社会的」「家」への影響に配慮して、二四条の運用上は法的「家」あるいはその類似制度の存置を推奨する口振りを示すことも忘れてはいないのである。前節・第二款で見ただ様に、芦田小委員会では、新たな法改正と「団体生活の規範や秩序の維持」との相互関係・影響には沈黙し、「家」制度の護持・改廃部分の分断論を採っていた金森も、木村が「家」廃止を明言するに至っては、逆にこの相互的影響には注意すべき、と主張している訳である。

(3) 貴族院帝国憲法改正案特別委員会に於ける、木村司法大臣による二四条解釈の変更(②の二義的解釈から、③の廃止の一義的解釈へ)

②の二義的解釈の下では、木村がいくら「家」廃止を選択することを論じても、これに対していつでも「家」存置の選択肢を主張することが可能である。つまり、廃止論は極めて不安定にならざるを得ない。右記の金森発言のすぐ翌日、九月一九日の同じ委員会で、木村は政府の方針を②から③の「廃止」の一義的解釈論へと完全に転換し、「家」廃止方針を安定化する。そしてこの後、第三款の本会議最終日まで、金森は二四条の解釈については、もはや答弁を行っていない。従ってこの一九日と、次の二六日の木村の答弁が決定的な政府の二四条解釈となったのであった。

即ち、霜山議員の、「政府としては、「…」従来の「…」封建的な家族制度と云うものは棄ててしまふのだ、斯う云う風に「…」勇敢にひとつ言われた方が、天下の疑惑を寧ろ一掃する所以ではないか」という誘いに応じて、木村は、「二十四条の結果」「傍線和田、以下同じ」、私は「…」戸主を中心とする家族制度と云うものはなくなる、従って民法

の所謂戸主家族、あの章はなくなるものと確信して疑いませぬ。」と、一旦、「結果」として「家」廃止を予測する、という表現を採る。その直後に、「親子、夫婦が相寄り相集って協同体を組織する、この概念的の家と云うものは決してなくなる訳じゃない」と何らかの「家」の存続は言明しつつも、再度「民法上の所謂家族制度と云うものは、この規定の結果なくなると云うことは、これは当然であろうかと私は信じます。」と今度は、「当然」の「結果」である、と言いつつ切った。△「家」制度の護持・改廃部分の分断論を採り、「民法上の所謂家族制度」を改廃部分としてこちらに重点を置くことにより、③の「廃止」の一義的解釈へと踏み出したわけである。

この後、木村は、川村竹治議員（交友倶楽部）の質問に対しても、「…」現行民法の下に於ける戸主中心としての家族と云うものはなくなる「…」「従来のような所謂戸主と云う中心は無くなる「…」この戸主中心主義の家族と云うものはなくなる「…」」（清水『憲法審議録』第二巻、五二七・五二八頁）と、戸主を中心とする「家」制度の廃止をくどいほどに強調する。そして、大河内議員に、「木村の」只今の御答えは憲法の当然の結果として起る御答え、「…」憲法を改正した当然の結果として起って来る解釈上の結果」なのか、と念を押されて、木村は「そう考えて居ります」と、②の二義的解釈から、③の「廃止」の一義的解釈への転轍を、再確認したのであった。⁽¹⁰⁾

戸主・戸主権の廃止のみならず、「家」制度の二大支柱のもう一方の家督相続を廃止することも、木村は一週間後の九月二六日に、貴族院の同じ委員会で、大河内議員の質問に対して、「家督相続は廃止になります。均分相続の建前を執ることになって居るのであります。」と明言する。⁽¹¹⁾

(1) (2) (3) のように、内閣・政府内部の亀裂を露呈することになることが明白であるにもかかわらず、金森

と異なり、木村が方針を大きく転換したのは、何故であろうか。一つには前述の通り、④の一任論を積極的に採った後では、内閣・司法省それぞれの諮問機関である、臨時法制調査会と司法法制審議会の決定に反する政策を仰も採るのは困難であることがあげられよう。今一つには、二次的史料である、民法改正草案の起草委員、奥野・中川・我妻の回顧の記録によれば、当時我妻・中川が、木村に直接「家」を制度としては廃止すべきことを申し入れた結果であるという。奥野が、(本稿でも検討した通り)吉田首相や金森大臣が「憲法ができて家の制度は廃止する必要はないということ」を相当強く答弁されておった」と指摘した上で、「当時木村司法大臣も大体そういう思想であつたよう」だが、「我妻さんと中川さんが——私が立会人的な意味でそばにおつたのですが——木村大臣にお会いになって、戸主・家族その他家の制度に関する法律の規定を廃止しないというような政府の方針であれば、われわれは委員の仕事はやっていけない、ということを強くいわれた」と回顧する。中川・我妻もこれに応じて、我妻が「われわれ起草委員は、家を廃止するという立場でもう立案しているのだから、いまさらそうなるには仕事ができないということを中川君と二人でいいに行った。木村さんはそれを諒とされたのでしよう。その頃からの木村さんの議会の説明はすっかりかわって、戸主も家も廃さなければ憲法の趣旨は通らないから廃止することはいわれたのです。金森さんの答弁も調子が変わった」と断じている(以上、『経過』一五—一六頁)⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。しかし、この二次的史料では、木村に対するこの申し入れがどの時点であつたかは、確定できない。しかも、七月一七日から、八月二八日までの四〇日以上の間、木村は二二／二四条について、本稿で検討した様に、議会の審議では、何も発言していない。とすれば、現在の史料状況では、この「申し入れ」が契機となつて木村の方針が変わつた、との解釈は採り得ない。

仮にこれが一つの要因であるとしても、これに他の状況が重なり、殊に、八月一六日の司法法制審議会と、同三三

日の臨時法制調査会の、法的制度としての「家」は廃止する、という内容を持つ決議（詳細は二章）が内容上も、また時期的にも引き金となって、八月二八日以後、木村が答弁内容を変えた、と見るのが自然であろう。⁽⁹⁾

(4) 貴族院帝国憲法改正案特別委員会に於ける、木村司法大臣による戸籍法への言及

ところで、この時期、木村と甯山の間の質疑応答で、木村が②から③に解釈を変えた直後、松村真一郎議員（所属は研究会）の家族をめぐる「思想」に関する質問への答弁で、木村が戸籍法に直接言及している。松村は、「[:]」親子、夫婦と申しますと、夫婦の上に親子があると云うことになりましたが、「[:]」夫婦を中心にして上に親を眺める、下に子を眺めると云う思想で直しゅうございますか」と問いつめるのだが、これを木村は、「[:]」我々は考慮中であります。これは主として戸籍法の問題になるうかと思つて居ります」と切り抜けている。⁽¹⁰⁾ つまり、先ずこの点も、(司法法制審議会・臨時法制調査会で、との趣旨であろう) 考慮中、と④の一任論を述べ、しかも、この「誰が誰の上か、下か」という「家」の実体にも関わりうる問題を、戸籍法の登録（の順序？）の問題にすり替え、矮小化しようとしている。（この後の松村との質疑応答も参照。）無論、「家」制度における法的権利義務関係が弱体化あるいは消滅しても、形式的に「家」あるいはその類似制度が戸籍に残されれば、社会的な「家」制度自体は存続しうる、という点は二章、そして特に三章以後に本稿が検討する課題である。

第二款 貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会・その懇談会

貴族院の帝国憲法改正案特別委員会は、九月二日から帝国憲法改正案の審議を開始し、約一ヶ月に及ぶ審議の結果、

具体的な修正案の作成を同特別委員小委員会に付託した。この小委員会は、九月二八日から一〇月二日まで四回に亘って開会された。小委員会では、議員以外の傍聴は認めておらず、(その懇談会も含めて) 議事速記録は、小委員会案を決定した審議の最終段である、一〇月二日の審議の一部を除いては、作成されていない。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

政府、特に木村司法大臣が、二四条は「家」を廃止すると一義的に解釈するという⁽²¹⁾への変転を受けて、一〇月二日、小委員会の懇談会で、田所美治(所属は同和会)が「……」家族生活は之を尊重する「原文漢字平仮名」と云ふことを二四条中に入れるか又は新しい一ヶ条を入れるかして戴きたい。⁽²²⁾と、修正案を提起する。これは、牧野英一議員(無所属倶楽部)の希望でもあった。⁽²³⁾これに応じて、懇談会では田所の修正案に賛成する下條、松本、山田(やや中立的な意見ながら、趣旨には賛成)と、反対する霜山(強く反対)、浅井(やや中立的な意見ながら、霜山の趣旨に賛成)、宮沢(俊義、強く反対)、川村(この局面では、⁽²⁴⁾類似の、民法改正への一任論⁽²⁵⁾)の間で、以下のような激しい議論があった。その最後に、田所は、「国体の根本になる家族生活の關係、親子の忠孝を基とした国体のこと」が二四条には欠落しているのでこの新条項が必要、と重ねて主張し、小委員長橋本が、これを「特別委員会に報告」する、こととなり、結論は小委員会・特別委員会へ持ち越されている。以下、賛否が重層的であるので、若干長くなるが該当箇所を引用する。(新たな一次史料である「小委員会要旨」⁽²⁶⁾を用いつつ、注に於いて他の二史料と適宜比較検討する。)

田所美治君 二四条条では日本の家族生活の本質を少しも現はして居らず、之を打壊して居る。其処「家族生活は之を尊重する「原文も漢字平仮名」と云ふことを二四条中に入れるか又は新しい一ヶ条を入れるかして戴きたい。之に依つて法律も之を尊重するであらう。

下條康麿君 賛成。

霜山精一君 「家族生活」と云ふのは不明瞭である。従来の家といふものを尊重して守り立てて行く意味ならば、二十四条とは両立しないのではないか。

田所美治君 親子、兄弟と云ふことが日本の美俗ではないか。⁽¹⁹⁾

霜山精一君 親子、兄弟の自然の愛情の生活を尊重すると云ふ意味か家の制度を尊重する意味であるか。

田所美治君

下條康麿君

前者であらう。

霜山精一君 それならば基本的人権に関係しない自然の愛情の生活の尊重のことは憲法に規定すべきものではない。民法で規定することは当然であるが、憲法に掲げることは反対である。⁽²⁰⁾

松本学君 第三章は個人の人権のみを取上げて居るのではなく、同時に社会生活のことが規定されて居る所に第三章の妙味がある。さうすると日本の社会生活には西洋の社会生活だけでなく、それより一段下にある独特の社会生活たる家の生活があるから、之を尊重する趣旨を一ヶ条入れることに賛成する。「傍線和田、以下同じ」

山田三良君 田所君の意見は二十四条二項を適当に直して此の中に入れては如何。

霜山精一君 二十四条二項中に「家族に関する事項」とあるから、此処で其の趣旨の規定がなされて居るのではないか。

山田三良君 原案二十四条二項の「家族」は少し狭いものであらう。

霜山精一君 単に「家族生活はこれを尊重する」と一ヶ条入れても、之には「個人の尊厳と両性の本質的平等」と云ふ枠を嵌めなくてはなるまい。⁽²¹⁾

浅井清君 現在の家族生活を尊重すると云ふ趣旨ならば、霜山君の意見の如く解することによって解決される

のではないか。⁽⁸⁾

松本学君 二十四条二項の「家族」はどうも婚姻から出発したもので、西洋の家族其のものと云ふやうに読まれ、親子を含むものとは読めない。

(下條君、田所君同意見)

宮沢俊義君 二十四条は従来の日本の家族生活に大きな弊害があるから、之を打破して民主化しようとするのが趣旨ではないか。然りとすれば斯る修正案を挿入することは二十四条の精神に反するものである。⁽⁹⁾

川村竹治君 二十四条二項の「家族」を広く解して民法の規定に譲つては如何。⁽¹⁰⁾

以上で懇談会を終わ⁽¹¹⁾り、小委員会では、この暫く後で、以下の如く、田所の主張が特別委員会に報告されることが決まっている。

田所美治君 第三章は直く出来て居るが、我國の国体の根本になる家族生活の關係、親子の忠孝を基とした国体「傍線和田、以下同じ」のことを少しも解して居らず、第二十四条は婚姻關係から生じた事柄しか規定して居ない。そこで家族生活又は親子生活を尊重する趣旨の規定を二十四条一項とするか、三項に入れるか、又は二十四条の項に新な一条として追加せられたい。

小委員長(伯爵橋本実斐君) 御異議がなければ、之を特別委員会に報告することとしたい。⁽¹²⁾
(異議なし)

同日、小委員会は引き続き、小委員会案を決定した審議の最終段階に入る。ここで、田所が修正案を提案する。

田所美治(同和会) 「……」二十四条の一項「……」、或は「……」三項か、或は第二十五条へ新しく「……」我が国の国体の根本になります家族の生活とか、家の生活とか、親子の生活とか云うようなものは、これを忘れては

ならぬ、尊重する。レスベクトとか、レガードとか云うような字を御使い下されば、尊重する。これが「……」子としては親に仕える義務、「……」そんなことになるだろうと思いますが、「……」適当な文字を御挿入願いたい。「……」(清水『憲法審議録』第一巻、五四〇頁)

以上の経緯を経て、翌一〇月三日の特別委員会で、田所は、第一項として「家族生活はこれを尊重する」を挿入する修正案を提出する(清水『憲法審議録』第二巻、五四二頁)。提案理由として、田所は再び、「我が国の社会生活の基礎」「……」「……」国体観念の基礎になる家族主義「……」、家族団体「……」、「……」家族生活をキーワードに、「……」忠孝一本、それが明治二十三年には教育勅語に現われまして、忠孝は即ち「我が国体の精華」だ、「……」(同前、五四〇―五四一頁)、こうした面から考えてこの修正案が必要だ、とする。しかし、大河内議員が、「……」これは家族制度を保存しろと云うことになります。「……」憲法の立案に携わる委員と致しましては、斯う云う制度は触れず置くのが宜しい「……」(同前、五四三・五四四頁)と反対する。

しかも、金森も、政府として、以下の理由で反対している。「……」この憲法は飽く迄憲法として相応しきし或範圍と云うものに、一定の標準を置きまして規定を設けました。道徳的な規定とか、「……」は遠慮いたして居ります。「……」そして二四条の両性の平等についても、「……」今後法律に依りまして、適当に国民の御考えに依って、宜いように導かれて導かれて行くのでありまして、憲法に入れることは不都合で不適當である「……」(最後のフレイズの主語は、〈田所の修正案は〉であろう)。ここでは金森は、二四条の解釈論にはもはや立ち入らず(従って「家」存廢の選択肢には一切言及せず)、道徳の規定は憲法に入れない、そして二四条の内容は「法律」で決める、との二四条の法律上

での運用に一任する方針（審議会や調査会には言わないが、「法律」に一任するという④の解釈・運用一任論）で、修正に反対した。

この直後、この修正案は起立者少数で否決されている（同前、五四五頁）。（以上の詳細な経緯は、同前、五四〇—五四五頁を参照。）

尚、この田所の修正案の前に、松村真一郎（研究会⁽¹⁷⁾所属）が別の修正案を提出している。第二項中に「…」並びに婚姻、親及び家族に関するその他の事項に「…」の傍線部分を挿入するものであった。前出の、九月一九日の松村と木村の間の質疑応答を含む、委員会の議事録からすれば、松村の言う「夫婦を中心にして上に親を眺める、下に子を眺めると云う思想」を、民法（及び／あるいは戸籍法）で実現するための布石とも読める。しかしこの修正案も、賛成起立者少数で否決されている。⁽¹⁸⁾

第三款 貴族院本会議の最終日

特別委員会に於ける、田所の修正案の否決にもかかわらず、貴族院では、議会の本会議では初めて、二四二条を、（個々の文言に留まらずに）内容上修正する修正案が提出されることになる。一〇月六日の本会議最終日に、二四二条の冒頭第一項として「家族生活は、これを尊重する。」を加える、田所案と同一の修正案を提出したのは、臨時法制調査会で民法改正に絡んでも重要な役割を果たした牧野英一である（二章参照）。

牧野は、この修正案を再度提出するにあたって、相当長い理由説明を行った（清水「憲法審議録」第四卷、六一—六二—六三—六四頁⁽¹⁹⁾）。その主要点を拾ってみると、先ず「…」不幸にして家族生活の全体に互る規定が漏れて居る「…」。

「…」民法に規定を置けばそれで足りる「…」けれども、それならば婚姻に付ても同様「…」と、こうした修正案は憲法には不要、という意見に反論している。そして、「…」婚姻に関する規定があつて、親子乃至家族生活全体に互る規定が欠けて居りまする為に「…」遺憾なる思想を發表する人たちが、而もそれを憲法改正案の精神であるとして公言放言して居る「…」と批判する。(以上、同前、六一二頁。)ここで、家族生活とは何か、に言及し、「父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し」と云うことが家族生活の本質であり、本体であり、「…」、そして修正案が実現すれば、「…」婚姻に関して規定を設けたと云うことが、「…」倫理的、社会的及び法律的意義を發揮することが出来る「…」と主張する。更に、「委員会に於て政府の所見として伺つた所」である「特に規定を設け「…」必要はないであろうと云う御答「…」に繰り返して反論し、「…」右に述べましたような一種の誤解が、この憲法改正の精神であるとして世に行われて居る「…」ことに對しては、「…」まさに貴族院として特に考慮しておくべき問題「…」(拍手)」と政府を追及する。すぐ続いて、牧野はGHQと思しき方面への配慮をも見せ、「なお斯様な提案を申出でまするに付ては、心を配らねばならぬ方面のことも十分考えねばなりません、この点に付ては心配を致す必要なしと信ずる理由を持って居りまする「…」と用意周到ぶりを發揮する。しかも最後に、「内閣総理大臣のお考えを「…」、今日は幸いご出席になつて居りまするから、この席で伺うことが出来れば「…」(拍手起る)」と締めくくつたのである。(以上、同前、六一三—六一四頁。)

先ず答弁に立つたのは、金森である。金森は、婚姻に関する二四条の規定は、「従来の思想と稍々異なる所の権利をはつきり憲法に決める「…」点に於て非常に意味がある」と、「家族制度の尊重」条項の要否と差異化する。そして「家族制度の尊重に付きましては、これは日本在来の考えが伝統的に変化はありまするにしても、変化の仕方を自然

に適うように維持しつつ自ら適當なる所に行くものであろう。「…」故に、「…」憲法に特に採入れる迄の必要はない。「…」と、特別委員会とはば同趣旨ながら、「一般論として法律にこれを任せるといふ④の論法は避けている。要は、「勅語の言葉」も含め、家族生活は尊重すべきであろうが、「…」憲法に入れるが善いか悪いかは「…」別問題「…」ということである。尚、金森はこれに加えて、本稿で既に見た、芦田小委員会での社会党の修正案、曰く「家庭生活を保護するという案」と牧野案を比較し、「家庭生活と家族生活「…」は違っている」と適切に指摘した上で、前者の案は「法律に依って解決すべしと云う御結論になって」いるので、後者も「同じ様な御取計らい」が「願わしい」とする。④の法律への一任論を、個別具体的に、パラレルな（葬り去られた）修正案を例として、主張したわけである。（以上、同前、六一四―六一五頁。）

ここで、植村家治議員（研究会）が、牧野の最後の要請を指摘し、総理大臣に発言させよ、と議長を促す。答弁に立った吉田茂は、簡潔に「只今金森國務大臣の御答え致しましたことは、即ち政府を代表しての御話でありまして、無論私に於ても同意見であります。（拍手）」とのみ応えたのであった。（同前、六一五頁。）

貴族院審議の最終日、それまでの答弁では一度も木村の③の廃止の一義的解釈に与しなかった金森・吉田は、しかし衆議院とは異なり、二四条の解釈論は避け、家族生活の尊重は憲法に規定すべき条項ではない、問題は法律で解決する、と④の法律への一任論で、二四条を原案のまま成立させる道を取ったのである。

最後に、再び大河内議員が、「詰まり家族制度を維持する「…」案」と決めつけて、牧野案に反対する。曰く、「…」法律を持って強いてこれを保存して「…」行こうと云うことは少し無理「…」、余りに人為的「…」。余りに不自然ではございませぬか。」と述べ（引用を控えたが委員会でも同趣旨を述べている）、「…」民法改正案の内容に付

て伺つて見ますと、戸主権は排除「……」相続は均分相続「……」。家督相続は廢められる。「……」こんな問題は「……」民法以下の規定に於て時勢に應じ「……」相当な規定を設けられたら宜かろう「……」と、金森と同様に、憲法に入れるべきではないとし、かつ④の法律への一任論を併用している。(同前、六一六―六一七頁。)

この直後、牧野の修正案は、起立では賛否が確認しがたく、記名投票が行われ、賛成・反対が一六五対一三五、賛成過半数にも拘わらず三分の二に足りずとして、否決された(同前、同六一七頁)。しかしながら、二章で見ることく、牧野はこの時の賛成票が過半数であったことを梃子に、一〇月下旬の臨時法制調査会で、民法改正要綱に於いて再び〈家族生活の尊重〉を図るのである。

当時の貴族院議員水野勝邦(研究会)が、後年述べた所に拠れば、この採決の際、一部の議員が趣旨として「修正に賛成」していたにも拘わらず、反対票を投じた、それは占領政策上「家」制度は認められず、貴族院の「小委員会等でも金森國務大臣を通じて委員の一部でははっきり知っていた」からだ、という⁽¹⁰⁾。無論、抑も会派・立場による理解、状況把握の差異はあろう上に、小委員会の記録として検討し得た三史料(既述)にも、小委員会でのこうした趣旨の金森発言は発見できない⁽¹¹⁾。従つて、全面的にこの主張に与する訳ではない。ただ、仮に水野の主観にせよ、こうした状況把握があり得たことに、当時のGHQの(少なくとも心理的な)影響が看取できる。このことは、GHQの影響を測定する上でも注目に値しよう。

この後、同日一〇月六日に、新憲法全体が貴族院で可決した。二四条については修正はなかった。二四条はここに現行の文言で、帝国議會で成立したのである。⁽¹²⁾

(105) 衆議院・貴族院双方での審議について、以下の二文獻も一般的に参照されたい。

先ず、佐藤・佐藤、『憲法成立史』(次注参照)第四卷、一九五―一九八頁。

また、後掲(後注四)『小委員会要旨』の冒頭見開き四十五頁目(頁番号無し)の、「帝国憲法改正案審議経過」は、五月二六日の第九回帝國議會の招集から、一〇月二九日の「秘密院可決(日本國憲法成立)」を含み、一月三日の憲法公布に至る、特に衆議院・貴族院の審議経過日程として一覽性があり、便利である。

尚、以下本章中の二章や民法・戸籍法改正との関連箇所については、九五卷二号の本稿末尾、八四―八五頁に掲載の「表2 憲法・民法・戸籍法改正過程年表」も参照された。

(106) 本号にも引用した略語で示した一部の文獻については、九四卷四号・九五卷二号、各々の本文末尾の「略語表」を参照されたい。
(107) 清水「憲法審議録」第二卷、五一―五頁。詳細は、注田参照。尚、以下清水「憲法審議録」の引用では、(発言自体のテキストではなく)各発言の冒頭に記された発言者のフルネームや肩書きに限ってこれを、煩雑さを避けるため、断りなく省略することがある。

(108) 『経過』二五〇―二五二頁(二四八―二五二頁に互る、我妻の一九四六年八月二二日の臨時法制調査会総会に於ける発言の一部)。

また、同前、二六二頁の発言でも、我妻は「家の根本道義、或は忠孝一本というようなことを基礎とした家族制度というものを廃止するという意思は毛頭ありません。」「…民法上の規定を削除する、こういうだけのことであります。」と述べている。

(109) 衆議院事務局編集『第九十回帝國議會 衆議院 帝國憲法改正案委員小委員会速記録』衆議院、一九九五年、巻頭四百分(頁番号なし)の「まえがき」「目次」をとりあえず参照。以下この速記録を「芦田小委員会速記録」と略す。この史料は「漢字片假名文である(但し憲法条文のみ漢字平假名)が、引用の際は、和田が一部の旧字を新字に、片假名を平假名にしたほかは、すべてママ。

(110) もっとも、次注の速記録に見る通り、木村は早々と退席の言い訳を言ったのみ(二三九頁中段)で、何も答弁をしておらず、従って、政府・内閣からの発言は、金森の保守的な議論一色となった。

(111) 前掲(注四)『芦田小委員会速記録』、一二二頁(同日午前の審議の)冒頭、一三四頁(午後の審議の冒頭)中段、及び主たる議論の記録は、一三八頁から(二四一―二四二頁の第九条を巡る議論などを若干挟みつつ)一四四頁まで。

(112) 各委員の党の所属は、森清監訳、村川一郎／西修 訳「憲法改正小委員会秘密議事録―米國公文書公開資料―」第一法規出版、一九八三年(本章・序節・第二款の本文(史料状況)参照、以下「秘密議事録／米國公文書」と略す)、一七八頁に拠った。

また同書、四三七頁には委員全員の党の所属に加えて、略歴がある。(尚、芦田小委員会設置の経緯に関しては、注四と併せて、衆議院帝國憲法改正案委員會議事録の、一九四六年七月三日の議事速記録(これは原典の再録)が、同書、四三四―四三六頁にあるの

で参照されたい。

(113) 以下の引用は、前掲(注109)『芦田小委員会速記録』、一三八頁下段—一三九頁上段。

(114) 以下の引用は、同前、一三九頁中段。

(115) 以下の引用は、同前、一三九頁中段—下段。

(116) 以下の引用は、同前、同頁下段。

(117) 以下の引用は、同前、一四〇頁上段。

(118) 以下の引用は、同前、同上段—中段。

(119) ここで金森が、③の一義的解釈を明確に否定していることを確認するため、本文引用部分のコンテキストを明示しておく。

○芦田委員長 此の規定を読んで委員会の多数の人が心配したことは、此の俣で行けば、今御話のやうな家督相続とか、戸主権と云ふ風なものが総て吹き飛んでしまつて、さう云ふ在来の家の思想に基く家督相続、若くは戸主権の如きものを残して置くことが憲法第二十二條と正面衝突を起しはしないか、さうなつては余りに行き過ぎだ、斯う云ふことが心配になつて、此の点をもう一応確めて置きたいと云ふことが動機をなしたので、[「…」] さう云ふ規定を作ると云ふことが憲法第二十二條の規定に反しはしないか、斯う云ふことを心配して居るのです。

○金森國務大臣 此の規定から直接にさう云ふ結果になつて来ると云ふことはないかと思ふのでありますが、勿論家を特に認めないと云ふやうな考へ方の議論であることは聞いて居りますけれども、それにしても記を絶つと云ふことを考へて居るものはまだ聞きませぬ、[「…」] (同前)『芦田小委員会速記録』、同一四〇頁中段—下段、傍線印出)

以下、本章・序節・第二款(史料状況)で事前に言及した、右『芦田小委員会速記録』と、前掲(注112)『秘密議事録/米國公文書』の比較を、この箇所を一例として行つておく。後者では同箇所は以下の通り。

芦田委員長 この条項の規定が現在の形のままで定められたなら、問題になつて居る家督相続や戸主の権利はすべて吹き飛んでしまふのではないか、と殆どの委員は考へて居ます。現代の考へ方に裏打ちされた家督相続と戸主の権利の制度を残しておくことが、第二十二條の規定と真正面から衝突するのではないかと心配して居るのです。従つて、彼らはこれらの規定を一種の余りにも行き過ぎだとみなす傾向があります。[「…」]「家」に関するそのような法律は、第二十二條の規定に違反するものなのかどうかをもう一度お尋ねしてもよろしいでしょうか。

金森 第二十二條の規定が直ちにそのような結果につながると思いません。「家」を認めることに反対の意見もあると聞いて

ておりますが、家系を断つということであるとは聞いておりません。〔秘密議事録／米国公文書〕、二〇九―二一〇頁、傍線は右の「芦田小委員会速記録」と同箇所、和田による。

これらを比較すると、芦田発言は、前者の原典記載の趣旨が、後者でもほぼ伝達されているが、金森発言、傍線部の殊に後半（特に原典の「祀」を「家系」としている箇所）は、ニュアンスにかなりの差異が出ています。

〔20〕 前掲（注19）『芦田小委員会速記録』、一四一頁上段。

〔21〕 本文・本注とも以下の引用は、同前、一四二頁上段―中段。原が、「隔靴搔痒の感」とまで言っているにも拘わらず、金森が④の「一任論を表明し、政府の最終的な二二／二四条の解釈を打ち出さないでいる」という点に注目すべきであろう。ニュアンスを正確に把握するためにも、この質疑応答の主要部分を以下に掲げる（次注以降の、同種の引用も、同目的である）。

○吉田（安）委員 二十二条に戻るのでありますが、曩に國務大臣の御話を戴きましたが、結局隔靴搔痒の感がある、差当り法律を作る時は相統権の順序などと云ふことも出て来るでせうし、國務大臣の御話を聴いて居りますと、それを認むるが如く認めざるが如く、戸主権は近く改正されるとか、将来法律で之を定むる時期になればと云ふやうなことで、はつきりした所は金森國務大臣も結局法律に委ねねば仕方がない云ふ御意見のやうに承つて宜しうございますか

○金森國務大臣 「……憲法自身は家督相統を否定すると云ふ意味は持つて居ない、それから又両性の特別なる差別、此の当該問題の場合に両性と云ふことを区別して取扱を考へなければならぬ必要性があるならば、家督相統の順序等に付ても、男女は絶対の平等にしなければならぬと云ふ、さう云ふ権利は是は含んで居ない、「……」家督相統を現実認めるか、或は相統の順位として男を先順位にするかと云ふことになる、之に基いて作らるべき法律の中味になることで、是は広く研究の結果然るべく処置して戴かなければならないから、私は今はつきりした御答へをするだけの準備は出来て居ない、斯う云ふ趣旨であります。ちなみにこの箇所は、前掲（注18）『秘密議事録／米国公文書』、二二―二二頁も、ほぼ同趣旨を伝えている。

〔22〕 以下の引用は、前掲（注19）『芦田小委員会速記録』、一四二頁中段―下段。

〔23〕 以下の引用は、同前、同一四二頁下段―一四三頁上段。

〔24〕 以下の引用は、同前、一四三頁上段―中段。

〔25〕 以下の引用は、同前、同一四三頁下段―一四四頁上段。

尚、修正案自体とその理由は、同前、四一六頁以降に再録された「社会党 憲法改正草案修正案」中の、次の四一七―四一八頁に見ることが出来る。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（三）（和田）

草案第二十二條第三項へ

「国民の家庭生活は保護される」を挿入。

〔理由〕 草案は婚姻その他に於ける男女の平等のみを強調して居るが、その他にも親子、兄弟姉妹等の關係に於て家庭生活のあり方が將來民主的に合理的に改革せらるべき事項は頗る多い。故に立法の指針としてこの一項を加へるのである。

(126) 修正案の、八月一日以後の消長については、『秘密議事録／米國公文書』(注12)に原典の再録等があり、詳しい。小委員会の修正案の全体は、四七二―四八四頁、二二〇―二四二条は差し当たりこのうち四七六頁を参照。また、修正の経緯について四三〇頁、各党修正案と附帯決議について四二二―四二九頁を参照。更に、衆議院帝國憲法改正案委員会に於ける、小委員会の結果報告である一九四六年七月三日の議事速記録は、修正案審議の記録でもあり、四三八―四七二頁に再録されている。

(127) 前掲(注10)『芦田小委員会速記録』、二〇一頁中段。

(128) 同前、二〇一―中段―二〇二頁上段。この論点は、この時は「家」の改廃と直接に関連して論じられてはいないが、深い関連を持つことは言うまでもない。やや冗長になるため、本文での引用は避けるが、興味深い議論であるため、以下に全文をコンテキストを明示する目的も兼ねて引用しておく。

○芦田委員長 次の「本質的」はどうですか

○鈴木(義) 委員 是は其の俣で宜い

○芦田委員長 「基本的」と直す必要はない——「基本的」と云ふのは果して宜いか悪いか分らないが、「本質的平等」と云ふことが大變問題になつた爲に……

○大島(多) 委員 基本と直つたじやないですか、其の時の空氣は基本としようと云うやうな空氣のやうでしたな

○芦田委員長 さう云うことでしたな、「エッセンシャル・イキョーリテイ」と云ふことです

○鈴木(義) 委員 「本質的平等」でなければならぬ

○芦田委員長 本質的には平等ぢやないと云ふ意見が多かつた、本質的には違つて居るのぢやないか……

○鈴木(義) 委員 「本質的平等」と云ふのは、差別ある平等と云ふ意味です、だから逆も良い言葉なんですよ、本質は平等であるが、生理的、心理的相違は認める、斯う云ふ意味なんです、差別を認めつつ平等に扱ふ、斯う云ふ訳です

○芦田委員長 さう云ふ風に解釈すれば無論さうだが……

○鈴木(義) 委員 「基本的」と云ふと何だか一寸……

○芦田委員長 違ひはあるのだが、併し、「基本的」と云ふと、人間其のものとしては平等なのだ、斯う云ふ意味で「基本的」と云ふ……

○鈴木（義）委員 それなら「基本的」と云ふ形容詞は要らない、「両性の平等」で宜い訳です、それを「基本的」と直すことは、却て改悪ですよ

○芦田委員長 改悪かも知れない、だが、「本質的平等」と云ふ文字が與へる印象を避けようと云ふことの意見が、さう云ふことになつて現はれたんだと思ふのです、「本質的平等」と云ふ字に非常な誤解を招く、それに加へて林君の提案が出来て居つたり、原君も若干さう云ふ意見のやうだつたが、どうも「本質的平等」と云ふと大変なことになると云ふ意見があつたんです

○鈴木（義）委員 それはどうも言葉から受ける「センス」の問題であります、私は最も良い表現であると思つて居る、それを「基本的」と直すのはまづいと思ひますね

○林（平）委員 若しまづいならば、もう本質も基本も言はずに、「個人の尊嚴と両性の平等」と言つた方が語呂が好いちやないですかね

○鈴木（義）委員 それでは物足りない

○林（平）委員 本質と云ふと、そこに色々な説明が付いて来る、本質は全然異つて居ると云ふ、大変長い言葉が述べられて居りましたが……

○鈴木（義）委員 「本質的平等」と云ふことは、人間としての……

○芦田委員長 廿日出君の方はどうですか

○廿日出委員 實はやはり草案の方が實際の意味に於ても、あの時説明がありました通り、差別的平等と云ふ立場からは非さうあつて欲しいと思ひます

○芦田委員長 「本質的」の方は賛成ですか

○廿日出委員 それで結構です

○芦田委員長 それならば「本質的」を残しませう、それで直しうございますか

○鈴木（義）委員 結構です

(129) 同前、一四三頁下段—一四四頁上段。注も参照。

(130) 以下、該当箇所を引用しておく（同前、二〇二頁上段—下段）。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（二）（和文）

○芦田委員長 それから第二十二條の……

○鈴木(義)委員 一寸待つて下さい、社會党は此の点に付て、例の「家庭生活は保護される」と云ふことを提案したのですが、それはどうでせう、さう云ふのを入れるのは一寸難かしいやうですが、此の「家族に関する」と云ふ所に、「家庭生活に関するその他の事項に関しては」と入れることに依つて、略々其の目的を達すると思ふのです

○芦田委員長 佐藤君に御伺ひしますが、「家族に関する」と云ふことと、「家庭生活に関する」と云ふこととは、一寸意味が異なるのですが……

○佐藤(達)政府委員 社會党で御提案の趣旨と、今述べられた家庭生活と云ふ言葉を入れたことが同じだと云ふ意味が能く分らないのですが……

○鈴木(義)委員 同じではないまでも、家族生活を保護すると云ふことを別に一行設けたのを、茲に「生活」と云ふ二字だけ入れて間に合せて置かうと云ふのです

○佐藤(達)政府委員 さうすると、兎に角憲法で家族生活と云ふものに目を着けて居るぞと云ふことだけ出ればまあ満足だと云ふ御趣旨なのですか

○鈴木(義)委員 さうです

○佐藤(達)政府委員 さうすると大変具体的に考へて見まして、法律が家族生活に付て制定される場合には、どう云ふことになりませんか、家族生活と云ふことに依つて、具体的な場合にどう云ふ實益がありますか

○鈴木(義)委員 余り違はないけれども……

○芦田委員長 此の英文の方で「ファミリー」と言つて居るのを、仮に例へば「家族生活」と云ふことになると、之を翻訳する時には「ホーム・ライフ」とでも訳するか、どう云ふ風に訳しますか、「ファミリー・ライフ」と言ふか、結局同じことになりはしませんか、「家族に関する」と言つても、「家庭生活に関する」と言つても……

○鈴木(義)委員 押詰めて行けば結局さうなります

○佐藤(達)政府委員 理詰めで考へますと、今「家族に関する」とある「家族に関する」と云ふ言葉の中には、「家庭生活」も入り得る表現だと思ひます、それを潰してしまつて、「家庭生活」と云ふことだけにしてしまふと、原案より狭くなりますね、本當を言ふと、「家族生活その他の家族に関し」と云ふ言葉を重ねないと、幅が狭くなるやうな気がします

○鈴木(義)委員 それでは、どつちにしても難かしいから、是も撤回します、「生活」を入れることも撤回します

- (101) 清水「憲法審議録」第四卷、四七四頁。(尚、前掲(注98)『帝國憲法改正審議録(二)』——基本的人権編(上)——)八一七頁にも再録がある。
- (102) 佐藤・佐藤「憲法成立史」第四卷、八七三頁をとりあえず参照。
- (103) 〈法的には「家」を廃止するにせよ、社会生活上は「戸主」にあたる「地位」に「強力な男子を据えて」、(社会生活・慣習上の)「家を継がせる」と言明したに過ぎない、という理解も不可能ではなからうが、不自然である。
- (104) 芦田が、この時は吉田首相と同じ自由党に所属しており、大臣職にはなくとも政府・内閣に極めて近い立場にあったことは周知の通りである。
- この時の芦田の報告の全体は、冒頭に「憲法改正案委員会の議事の経過並に結果を報告(一)」「本委員会(二)」の間に於ける質疑応答の概要並に修正案に付て説明致します。(清水「憲法審議録」第四卷、四六八頁)と明言されている如く、憲法改正案委員会及び芦田小委員会に於ける(二)四條については政府の答弁は金森のみによる)質疑応答を総括した報告である。従ってあくまで、形式的には芦田個人の見解を述べたのではないことに注意を要する。ただ、可能性としては、この金森の実際の答弁とのニュアンスの違いには芦田の趣意が色濃く反映している、という解釈も不可能ではないし、芦田小委員会の芦田の発言には、(既に見たように)こうした解釈を側面から支持するものも散見される。厳密には、憲法全体の諸論点についての政府見解が、委員会・小委員会での政府(閣僚)発言と、芦田の本会議での報告とで、差違があるかも知検討した上で、芦田のこの二四條の解釈が、純粹に政府の見解なのか否かについても判断すべきであろうか。
- (105) 衆議院本会議での修正で、一〇條と一七條が新たに挿入されたことにより、本條の条文番号は二四條となり、この後、最終的成立まで変更はないが、従って、以下は「二四條」と表記を統一する。
- (106) 詳述しないが、この点、従来の研究では衆議院と貴族院の審議が一括して扱われていたため、看過されていた嫌いがある。
- (107) 「経過」二〇五頁の年表参照。民法・戸籍法改正「要綱」はこの年表に掲げば数度に亘って「決定」されているが、これはその要綱案が、臨時法制調査会・司法法制審議会のその時点での正式な要綱案として決定した、という意味であると思われる。
- (108) 差し当たり、「経過」二〇五・二〇三頁参照。
- (109) 注101参照。芦田が「決定」に言及しなかった他の理由としては、芦田がこの「決定」を知らなかった、知っていたが報告の作成に当たって考慮するに間に合わなかった、知っていたが(政治的理由から?)無視した(とにかく衆議院はこの報告の解釈で、二四條を通してしまふため?)、等があり得ようが、本文に掲げた理由が最も自然であろう。

(14) 堀内節「家事審判制度の研究」中央大学出版部、一九七〇年、一〇三五頁所引の「臨時法制調査会官制」(一九四七年七月一日付) 出典は同七月三日官報)を参照。

(14) 本文引用部分のコンテキストを明示しておくために、この質疑応答の主要部分を以下に掲げる(次注以降の、同種の引用も、同目的である)。

木村 御承知の通り従来の家族制度は戸主を中心とした家族制度であります。戸主に重大なる権限を与えて居ったのであります。御承知の通り結婚或は住居その他に付ての同意権を総て戸主は握って居たのであります。この戸主を中心とする家族制度は、如何にも封建的色彩を帯びて居り、幾多の弊害を生ずる。これは今度の改正憲法に於て、個人の尊厳と両性の本質的平等と云うものから立脚致しまして、所謂戸主を中心とする家族制度を無くしよう「ママ」とした所以であります。(清水「憲法審議録」第二巻、五一四―五一五頁)

(14) この答弁の主要部分を以下に掲げる。

金森 「三」家族制度の問題は、私の今迄研究致しました所では、憲法二十四条はこれをいけなとも言わないし、宜しいとも言わない。「三」家族制度を自身を如何にすべきかと云うことに付しましては、相当幅のある規定であると考えて居ります。従つてこの憲法が施行されて、如何なる家の制度を設けるかと云う点は、これから法律を以て適當なる内容を定むべきものと考えて居ります。如何なる法律を定むべきかと云うことに付しましては、臨時法制調査会で目下研究中でありますけれども、今日なお行届いた結論迄至つて居る訳ではありません。(同前、五一六―五一七頁)

(14) この答弁の主要部分を以下に掲げる。

金森 「三」家族団体と云うものを何等かの意味に於て法律上の単位に採入れました時に、それに何か事々しい戸主と云うものが必ずなければならぬかどうかと云うことが先決問題となりまして、戸主権が悪くとも、家族団体を何等かの形を以て保持する形式が案出できるものではないか。戸主権は緩しんば、或は戸主は緩しんばこれを認めないことに致しまして、何等かの方法に依つて今迄迄達して居る健全な家族団体がうまく存続するようにすると云うのも、一つの考えだと思つて居ります。(同前、五二一―五二二頁)

(14) この答弁の主要部分を以下に掲げる。

金森 「三」法律のでき具合に依つて、實際的な、社会的な、この家族制度にも影響を受けると云う虞はある。「三」その二者に亘る關係に於て、この規定「二四條」の運用は余程能く注意をしなければならぬと、斯う考えて居ります。(同前、五三三頁)

(16) ここでは、「概念的の家」と、次の「民法上の所謂家族制度」が、対照されている。この対照は、このコンテキストでは（詳細は二章で述べる）我妻栄等、民法改正要綱・草案起草委員の言う「理念としての家族制度」と「民法上の家」の対照・分断と、（一致せずとも）相当程度重複すると考えて良いであろう。（補論（c）と注108参照）

(16) この質疑応答の主要部分を以下に掲げる。

甯山精一議員 「……」この規定を見て参りますと、もう家は棄てられてしまう訳です。「……」従って政府としては、寧ろこの際そう云う家はまだ保存するのだと云うようなことは言わないで、綺麗さっぱりと、従来の本當の日本の封建的な家族制度と云うものは棄ててしまうのだ、斯う云う風に「……」その点を勇敢にひとつ言われた方が、天下の疑惑を寧ろ一掃する所以ではないかと云う風に考えて居るのであります。（拍手）

木村司法大臣 この二十四条の結果、私は「……」戸主を中心とする家族制度と云うものはなくなる、従って民法の所謂戸主家族、あの章はなくなるものと確信して疑いません。「……」併しながら「……」親子、夫婦が相寄り相果って協同体を組織する、この概念的の家と云うものは決してなくなる訳じゃない。「……」現在の民法上の所謂家族制度と云うものは、この規定の結果なくなると云うことは、これは当然であろうかと私は信じます。「……」（以上、清水「憲法審議録」第二巻、五二五―五二六頁）

(17) この質疑応答の主要部分を以下に掲げる。
大河内 只今の御答えは憲法の当然の結果として起る御答えである。甯山委員に対する御答えに於ても川村委員に対する御答えに於ても、この憲法を改正した当然の結果として起って来る解釈上の結果であると「……」承知して宜しゅうございますか。

木村 そう考えて居ります。（同前、五二八頁）

(18) 以上の木村の答弁に基き Kurt Steiner, "The Revision of the Civil Code of Japan: Provisions Affecting the Family," *The Far Eastern Quarterly*, Vol. IX, No. 2, February 1960, pp. 169-184, p. 175; 及び Steiner, "Civil Code," p. 195 and related footnote (和訳スタイナー「民法典」四二五頁と関連注) に於いて、スタイナーが、木村の八月二八日発言を引いて（両論文とも引用に仰も問題あり、審議月日と議事速記録官報号外の目付の混乱による）、政府諸発言の inconsistency (後者の一九八七年論文での用語) を言うのは、木村の発言の単に内容が「家」存続から廃止に変わるのが八月二八日である限りにおいてのみ妥当、憲法解釈上の枠組が②から③へ根本的に変わるののは、九月一九日である点に言及がないのは、不当、詳述しないが、これはスタイナーの一九五〇年の論文（同頁）では彼の議事速記録の誤訳による。スタイナー自身も少なくとも誤訳には気が付いていることを示唆するのは、一九八七年論文 "Civil Code," p. 196a, 同発言の訳出箇所を微妙にずらしている点（削除した箇所が誤訳、一九五〇年論文と比較せよ）。

(19) この質疑応答の主要部分を以下に掲げる。

大河内輝耕 「……戸主権は御廃止になると云うことだけは、この間御言明になりました」……が、それから続いて当然起るべき家督相続のことや、又今の家族制度のことがございますが、……」

木村 それは脱けました。恐縮でございます。……」家督相続は廃止になります。均分相続の建前を執ることになって居るのであります。(清水「憲法審議録」第二巻、五三三頁)

尚、この答弁に引き続いて、木村は、「家」廃止がもたらさうな問題について、(予め存置派の反論に対して?)配慮を示している。均分相続が農業経営に与えうる問題についても「慎重に審議中」であり、また「祖先崇拜」……は日本の、「……」良い家族制度「……」であり、「……」それだけは是非とも保存して行かなくちゃならぬ「……」その点に付ても考慮して居る「……」として「……」法制審議会での草案で「……」系譜、祭具及墳墓の所有権は被相続人の指定又は慣習に従い祖先の祭祀を主宰すべき者之を承継するものとする「……」こと「……」この線に沿って、只今立案中「……」とする(同前、五三三―五三四頁)。

また、明記すべきは、質問者の大河内は、新制度(均分相続・遺留分)案の内容や、「家族制度を強いて維持するような規定」……は、御入れになることは「木村は」御反対であろう「……」こと(第三款、本文所引の、「……」この改正を案にする「……」氏なんと云を、積極的・肯定的に木村に確認している。更に、大河内が、「家」廃止という「……」この改正を案にする「……」氏なんと云うものは廃めれば宜い「……」とまで踏み込んで提案したのは、本稿の主テーマである戸籍法との関連でも、注目し値しよう。木村はこれに対し、単に「只今私は確定的な御答えは申兼ねますが、一説として参考にしたい「……」とだけ応えている。(以上、同前、五三三―五三五頁)

(20) 二章(関連注を含む)で詳述するが、「経過」は、抑も編集の目的自体に、△「家」制度は、当時の日本側の民法改正関係者「主として編者我妻及び座談会の参加者自身!」が自主的に廃止したのであるのだから、占領が終わったので占領軍に強制的に廃止させられた「家」を復活すべきとの「当時多々見られた」主張は失当との(二面では極めてポリティカルな)主張が読みとれる。この箇所も勿論事後的座談会であり、史料としてはその点に留意して扱うべきである。但し、本稿で一般的に「二次的史料」として言及するのは、本稿の問題関心にとっては、当該史料が「二次的」であるからであって、(例えば一九五六年の民法改正を巡る状況の究明に際しては、「経過」は一次的史料としての価値・意義を持つことは言うまでもない)注所引の文献ほかについても、これは妥当する。

(21) この木村への申し入れにつき、奥野健一「毅然たる先生」有泉亭編「追想の我妻桑 険しく遠い道」一粒社、一九七四年、二四二―二四三頁も同趣旨。但し、この文献もあくまで事後的な二次的史料である上に(前注も参照)、奥野による我妻の追悼文、しかも両

者とも改正当事者、という文獻の性格に留意すべき事は言うまでもない。

(152) 依田精一「戦後家族制度改革と新家族観の成立」東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革 1 課題と視角』東京大学出版会、一九七四年、三〇二頁も、「申し入れ」のみが要因因ではなく、これに他の状況（具体的に如何なる状況があったかについては言及はないもの）も重なって、木村が答弁内容を変えた、という趣旨を述べる。

(153) この質疑応答の主要部分を以下に掲げる。（尚、後注10も参照）

松村真一郎議員「三、親子、夫婦と申しますと、夫婦の上に親子があると云うことになりましたが、それで宜しゅうございませうか、伺います。夫婦を中心にして上に親を眺める、下に子を眺めると云う思想で宜しゅうございませうか。

木村 この点に付ては、今如何に取計らうかと云うことに付ては、我々は考慮中であります。これは主として戸籍法の問題にならうかと思つて居ります。（清水「憲法審議録」第二巻、五二六頁）

(154) 以上、参議院事務局編集『帝國憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨』財団法人参友会、一九九六年（以下、「小委員会要旨」と略す）、同書、巻頭「まえがき」（一頁のみ、頁番号なし）に拠る。また、審議の経過について、注10の同書、四一五頁目の日程が、委員会・小委員会などの区分には便利である。速記録の有無についても同「まえがき」（およびこれを引用した注19）参照。この史料は漢字片仮名文である（但し憲法条文のみ漢字平仮名）。引用の際は、和田が一部の旧字を新字に、片仮名を平仮名にしたほかは、すべてママ。

(155) 貴族院の前出特別委員会に小委員会ができ、懇談会が開催される経緯については、『貴族院における日本国憲法審議』社団法人尚友俱樂部、一九七七年（非売品）（以下、「貴族院審議」と略す）、二二〇頁も参照。

(156) 前掲（注15）『小委員会要旨』三〇頁。

(157) 『貴族院における審議資料 橋本実斐「さねあや」メモ』社団法人尚友俱樂部、一九七三年（非売品）（以下「橋本メモ」と略す）に、「田所君―家族生活ノ尊重ヲ憲法上ニハ論ハレ度シ 牧野君ヨリノ希望」との文言がある（一〇七頁）。

(158) 前掲（注15）『貴族院審議』二六二頁では懇談会と明示されているが、前掲（注15）『小委員会要旨』三〇頁にはその旨の記載がない。但し、後注10参照。

(159) 各委員の所属会派や略歴は、前掲（注15）『小委員会要旨』、五五―五七頁参照。

(160) 以下、同前、三〇―三二頁、尚、発言者名の前の〇印は省略した。

(161) 他史料では、前掲（注15）『貴族院審議』二六二―二六三頁（但し、以下に引用するときは、発言者名の前に必ず付されている

「〇」印を省略した、及び前掲（注15）「橋本メモ」の一〇六一〇九頁が該当箇所、尚、賛成・反対者についての記録として、「橋本メモ」の注15所引の箇所も参照。

(162) 前掲（注15）「貴族院審議」、二六三頁では、以下の様に、霜山発言はやや詳しく、田所発言は「美德」という用語である。

霜山「……」第二十四条第二項の規定の（個人の尊重）（両性の本質的平等に——立脚し）と両立しないのではないか。

田所 親子、兄弟のつながりということが日本の美德ではないか。

(163) 霜山のこの発言は、（同人が他箇所での発言からも推察される様に）「家」廃止論者と一応見なせば、巧妙である。「前者」ならばこの答、後者なら、既に「家」廃止方針が決定済みで無理、と言うつもりであろう。

(164) この霜山発言は前掲（注15）「小委員会要旨」、三〇頁にのみ記載されており、前掲（注15）「貴族院審議」、の該当箇所（二六二頁）にはない。本稿の関連箇所を、両者の史料と比較したところ、この箇所と、後注16の箇所、併せて二箇所を除き、後者にも前者記載の発言は、ほぼ同趣旨で記録されている。後者の尚友倶楽部の史料も、本章・序節・第二款（史料状況）で指摘した様に「事後的な記録に留まる」ものの、一定程度の正確さを持つとの推定はできる（注20参照）。但し、次注参照。

(165) 前掲（注15）「貴族院審議」、二六二頁では、「浅井 維持されようという家族は現在の家族生活のことであるのか。」となっている。更に、前掲（注15）「橋本メモ」の一〇九頁の、ノート右側に抱ればこの該当箇所には以下の発言も記録されている。

浅井君「維持セラレムトスル家族ハ今ノモノナルヤ」

松本君「夫ハ違フ、今ノ家族制度ハ改正スルヲ要ス、「ママ」

浅井君「棒ヲ外サネバ此ノ処ニ書イテモ意味ナキニ非ズヤ」

最後は、前後関係やや不明瞭で、「棒」とは民法上の「家」制度のことかと思われる。この後、本文の次の松本発言へ続いている。

この点からすれば、「貴族院審議」・「小委員会要旨」とも、議事速記録ではないだけに、やはり幾つかの発言の記録は欠落している様子が判明する。その一方で、「橋本メモ」は、審議中に走り書きしたメモを、五件のみにせよ集めたもの（本章・序節・第二款（史料状況）参照）であるだけに、局所的には、前二者に勝る史料的价值があると見受けられる。

(166) 前掲（注15）「貴族院審議」、二六三頁は、この箇所を、「この二十四条二項の（家族）は西洋に存在する家族制度のように読まれる。西洋風であるから、日本の親子を含むものとは読めない。」「傍線和用」と、「日本の」と明記している。

(167) 同前、該当箇所（二六三頁）「民生化」は誤植であろう。

(168) この位置、川村発言の冒頭の該当箇所に、同前、二六三頁は「実質上可能であるが」とあるが、前掲（注15）「橋本メモ」（一〇

九頁)には、「僕ハ此ノ問題ハ実質上可ナルモ、民法ニ書キ込メル可キ也」とあるので、川村の主張は、この修正案を入れることは実質上は可能であるが、しかし修正することなく民法で解決すればよい」との趣旨であろう。

(109) 前掲(注157)「橋本メモ」、一〇九頁の、ノート左側の頁には、

賛成者 松本 田所 山田

反対 霜山 浅井

○私ハ第三章八個人ノ権利ノミナラズ社会生活ニ付キ進ンデ規定セル也同様ニ十四条ニ家族生活ノ尊重モ此ノ処ニ入レ度シとある。この直後、本文に引用した通り、「報告」することに「(異議なし)」であるので、採決はなかったと推定される。となると、(下條・川村はともかく)「反対」に宮沢が欠落している理由は不明である。また、「○」印以下の記述の「私」はメモ翻刻の様態からは一応橋本のことであろう。ただ、「小委員員要旨」にしか記録のない(次注参照)次の本文引用の箇所と比較検討すると、「○」以下の部分は、田所発言と内容が合致すると同時に、これを受けて「小委員長」橋本自身が「之を」[「報告」]する方向へ主導しているため、「○」の「私」は、内容上は橋本・田所の双方か。(メモのこの前後を見た限りでは、○印には特定の意味はなく、単なるメモのマークの様である。)

(110) 前掲(注158)「貴族院審議」のここに該当する箇所(二六三頁)には、「(懇談会を終わる)」と明記されている。また、前掲(注159)「小委員会要旨」に懇談会の始めと終わりは明記されていないが、三三頁には、「川村竹治君 先刻の懇談会に於ける意見の模様を委員長より委員会に報告せられたい。」とある。

(111) この田所・小委員長発言と「(異議なし)」の記録は、前掲(注159)「小委員会要旨」、三三頁にのみ記載されており、前掲(注158)「貴族院審議」の該当箇所(二六三頁)にはない。(尚、注20・161参照)

(112) 前掲(注157)「橋本メモ」中の「解説 社団法人尚友倶楽部理事 水野 勝邦」に拠れば、「この問題は貴族院では最初に(本会議第一日)沢田牛麿議員が採り上げた程関心のあることであった。[「採決の結果賛成者少数で否決された。しかし多くの議員はその必要を認めていたことであるが、この様な否決となったことについて、松平親義特別委員は曾て、自分も賛成なのであるが、家族の生活を憲法の法文に表示することは不適當であると述べた[「左記参照」]ことがあった。若しこの時間に余裕があったならば、憲法用語としてふさわしい表現をし、家族制度は否決されても、家族の生活に関する一項挿入できたのではないかといわれている。](二五一—一二二頁) *については、ほぼ同趣旨が、後注159所引の、前掲(注158)「貴族院審議」、二九四頁の宗議員の談話にもある。

(113) 清水「憲法審議録」第二巻、五二四—五二七頁、殊に五二五頁上段および五二六頁上段(最後が、本文のすぐ次の「思想」)につい

ての、注協の発言である。

(四) 前掲(注五)「貴族院審議」では、二七一頁が修正案提出、二七三頁が採決。

(七) 二四条の初期成立過程に關与した佐藤達夫による牧野の提案理由の理解は、「要するにわが国において、親子、兄弟、夫婦の綜合たる家族は、社会生活、さらには国体觀念の基礎であり、すべての教育の根本であるにかかわらず、原案において婚姻のみを規定しているのは不備であるというにあった。」というものである(『日本国憲法成立過程の概要』(憲資・総第三号)憲法調査会事務局、一九五七年四月、三八頁。牧野が「国体」という用語を實際は使っていないだけに、これは佐藤による牧野(の修正案)の理解を端的に示している。尚、牧野は、八月二七日の參議院本會議(清水「憲法審議録」第二卷、五一—五二頁、更に九月一九日の委員會(同前、五三—五五頁)でも、この最終日とはほぼ同旨の主張をしている。(紙幅の關係からも割愛する。)

(八) 前掲(注五)「貴族院審議」、二九四—九五頁。これは、「筆者「水野勝郎」の判断による注」である(同書「口」頁の説明)。以下全文引用しておく。「我々」とは、筆者水野をはじめとする、尚友会メンバーである貴族院「研究会」会派議員のことであろう。尚、注協参照。

この牧野修正案は賛否が可成り接近している。日本の伝統として家族制度或は家族制度の尊重については賛成者が多かった。この票に示されたより実際には多いことは間違いなかった。しかし投票の結果においては三分の二に達せず否決となったものである。我々も修正に賛成であったが青票(反対)を投じた。これには理由がある。占領政策は日本の伝統保存を計「ママ」っては新しい日本の民主主義國の建設にならないとしていたからである。家族生活そのものの可否ではなかった。この事は既に小委員会等でも金森國務大臣を通じて委員の一部でははっきり知っていた。従つて特別委員會の方針を我々はとつたのである。

これについて宗 武志「そう たけゆき」二元議員(伯・研究「伯爵議員・研究会」所屬)も「家族制度はアメリカ側の方針として認められなくなった。しかし日本側では家庭(家族)の大切なことは無視できないと考えていた。本會議でこれを入れる修正が出た時、研究会の大河内輝博子爵が反対論を述べられたのは、このアメリカ側の考えを通さなければならなかった客観的な考え方が中心となつたので、結局この修正は否決されたのである。」「三」總司令部の人々は法律上の学者ではない。それが占領軍の立場から日本に指示している。日本側では幣原首相をはじめ、金森、松本兩博士がこの様な憲法問題での議論では割り切れないものがありであったと十分にお察しできる。アメリカはこの様な憲法内容によって、日本を再教育しようとした。アメリカ側はこの憲法は優れているとは見ていないが、この内容によって将来アメリカの考える日本としようとしたものと思う。」と述懐しているのは我々の考えと同じである。

(177) 小委員会の、いずれの記録にも残らなかつた機会に「金森大臣の発言で「……」はつきり知っていた」可能性も高からうから、こうした発言があつた事実を否定する趣旨ではない。

(178) 無論、先ず、翌七日に貴族院で修正があつた条項については、回付案が衆議院の本会議で採決され、可決されている。更に、枢密院の再度の審議が（九五卷二号、八五頁の「表2」の年表の通り）一〇月一九日からあり、二十九日に憲法全体が修正なく可決されている。差し当たり、佐藤・佐藤、「憲法成立史」第四卷、九八二—一〇〇四頁参照。二四条については、枢密院でも殊更質疑はされていない様である（同書、一〇〇〇頁参照）。